

埼玉県 MINJIKYO DAYORI 民児協だより



平成27年7月1日発行

No.145



幸せを呼ぶ直紀の世界 「秋ヶ瀬公園」(さいたま市) 画：飯野 直紀

ミドリシジミ4cmぐらいの蝶(埼玉県の「県の蝶」に指定)で、7月前後に現れます。見る角度によって緑や青に輝き、雑木林の宝石と呼ばれています。ハンノキ(湿地に生える木)のある林で観られます。

- 目次**
- 生活困窮者自立支援の推進に向けて…………… 2-3
 - 平成27年度「民生委員・児童委員の日活動強化週間」取り組み状況調査結果報告…………… 4
 - 知的障がい者を抱える親の会との交流会について(狭山市入曽地区民児協活動より) …… 5
 - 生活福祉資金貸付制度について…………… 6-7
 - 平成26年度「事業報告及び収支決算」…………… 8-9
 - わがまちの民児協活動紹介ルポ(伊奈町・横瀬町)…………… 10-11
 - 民生委員・児童委員の声(吉川市)、3カ月の予定…………… 12

埼玉県民児協だよりでは、「民生委員及び児童委員」を「民生委員」と、「民生委員・児童委員協議会」を「民児協」と表記しています。



この広報紙は、共同募金の配分金により発行されています。

生活困窮者自立支援の推進に向けて

生活困窮者自立支援法の施行に当たりモデル事業を通して

埼玉県福祉部社会福祉課 主幹 服部 孝

(1) 生活困窮者自立支援法の施行について

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されました。

法律が制定された目的は、雇用や地域、家族の変容の中で「制度の狭間」に置かれた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化することにあります。

生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある」生活困窮者の自立のために次の事業が規定されています。

〔事業内容〕
生活困窮者自立支援法の定める事業は、福祉事務所を設置する自治体が行うことになっていますので、市部は市が、町村部は県が実施します。町村部の相談窓口は町村役場や町村社協にも設置しています。

事業には実施が義務付けられている

必須事業と実施が任意である任意事業があります。なお、「住居確保給付金」、「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」は、一定の資産・収入要件があります。

〈必須事業〉

- ① 自立相談支援事業
総合相談、自立支援計画の作成、連絡調整等を行います。
- ② 住居確保給付金
離職により住居を失った方に家賃を補助します。

〈任意事業〉

- ③ 就労準備支援事業
直ちに就労できない方に対し、職業訓練や就労体験の機会を提供して就労を目指します。
- ④ 家計相談支援事業
家計収支を改善させ生活再建を支援

します。

- ⑤ 一時生活支援事業
住居のない方に一時的に衣食住を提供します。
- ⑥ 学習支援事業

「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護世帯と生活困窮世帯の子どもを対象に高校進学支援や高校中退防止支援等の学習支援を行います。

(2) 生活困窮者の支援について

生活困窮者は、心身の不調、家族や家計の問題など複合的で多様な課題を抱えていることが少なくありません。

ところが、これまでの社会福祉制度は高齢者や障害者等の対象者別に縦割りの支援となっており、多くの場合、そこに該当しない生活困窮者は制度の狭間に置かれ十分な支援を受けることができない状況となっていました。そこで、生活困窮者自立支援制度で

は、あえて対象者を決めず、誰も排除することなく受け止めていくことを目指すものとなっています。

また、生活困窮者は地域や人とのつながりが薄れ地域から孤立していることが多く、支援が必要な人ほど自らSOSを発することが難しくなると考えられています。

このため、支援に当たっては経済的困窮のみならず、社会的孤立状態にある人を含めて考える必要があり、相談を待つだけでなく、訪問型支援（アウトリーチ）等により生活困窮者を早期に発見し、深刻な事態に陥る前に自立に向けた支援を行うことが求められています。

(3) 生活困窮者自立促進支援モデル事業について

平成25年度に生活困窮者自立支援法の事業をモデル的に実施できる「生活困窮者自立促進支援モデル事業」（以

下「モデル事業」といいます。)が創設され、県内では埼玉県を含む7自治体がモデル事業を実施しました。

県は平成26年11月から平成27年3月まで町村部を対象に埼玉県社会福祉協議会等にモデル事業を委託し町村役場、町村社協、民生委員等の協力をいただきながらモデル事業を実施しました。

モデル事業を実施した5か月間の相談受付数、支援申込数及び支援決定数は次のとおりとなっています。

【県福祉事務所管内別相談受付件数等】

項目	合計件数	東部中央	西部	北部	秩父
相談受付数	255	24	132	84	15
支援申込数	26	2	21	3	0
支援決定数	8	2	5	1	0

相談受付数と比べて支援申込数が非常に少ないのは、生活困窮者自立支援法の支援の中心が人的支援となっているのに対し、相談者は金銭的支援を求め支援申込まで至らなかつた場合が多いためでした。

既存の社会福祉制度の狭間に置かれ相談する場所もなく悩んでいる人たちの思いをありのまま受け止め、その課題ごとに支援を展開していくことを続けることで相談をし、支援を申し込む人が増えていくのではないかと考えています。

(4) 民生委員に期待する点

生活困窮者はどこにしているのか、どのような支援を必要としているのかはつきりと見えないまま、そして生活困窮者もどの機関にどのように支援を求めればいいのか分からないまま、悩み苦しんでいます。

こうした状況において、普段から地域をよく知る民生委員の地域住民への見守り、相談支援は生活困窮者の早期発見・早期支援につながることを期待されています。

また、モデル事業を実施した中で次のような事例がありました。

【支援対象者】

一人暮らしでギャンブル癖があり、軽度の知的障害が疑われる。相談支援員が月数回訪問し、生活習慣や家計の改善に向けた支援を行っている。

【民生委員とのかかわり方】

近所に住む民生委員が気に掛け、支援対象者への声掛けをしている。

相談支援員の訪問時には、日頃の様子について情報提供いただくこともある。

本人も民生委員に信頼を寄せており、相談支援員と連携して、対象者の生活を支えている。

この事例から分かることは、民生委員が支援対象者を見守り、信頼感を得て本人の生活を支えていることです。

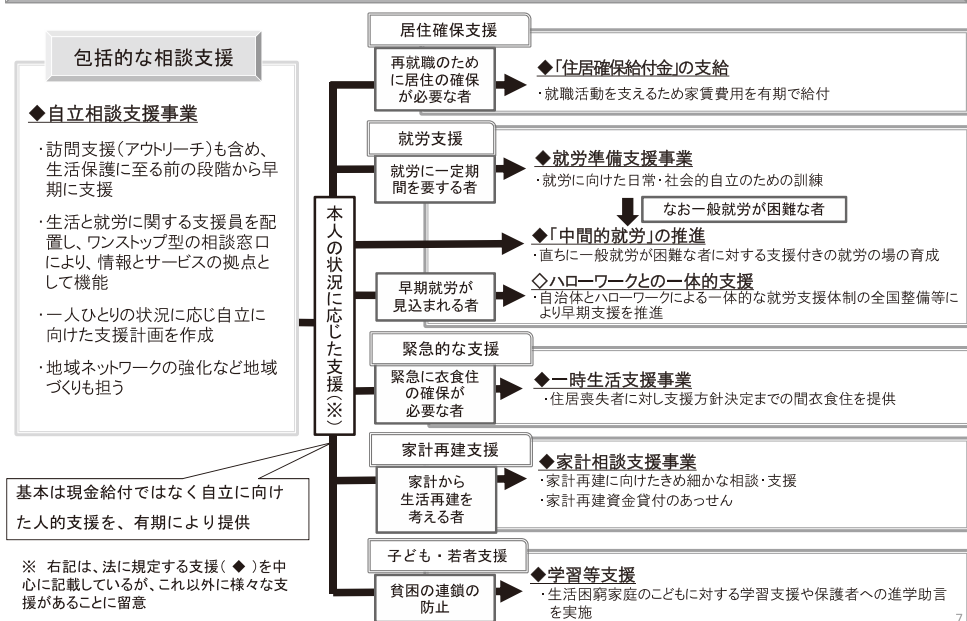
生活困窮者の多くが自信を失い、傷ついており、これ以上傷つきたくないという思いから人と関わらず孤立を深めてしまう場合があります。

こうした人たちが、心を開き、自分の困りごとを語って

くれるようになるには、事例のように信頼感を持っていただくことが不可欠となります。

誰もが安心して地域で暮らせるよう民生委員の皆様には、生活困窮者の発見や市町村、自立相談支援機関等へのつなぎ役、相談・見守り役として協力いただけることを期待しております。

新たな生活困窮者自立支援制度



(出典：厚生労働省ホームページ)

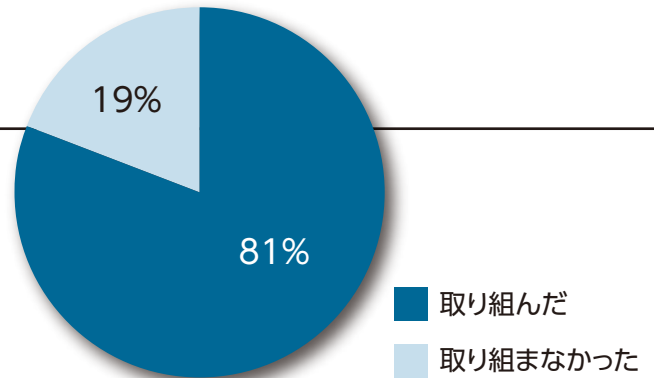
平成27年度「民生委員・児童委員の日活動強化週間」 取り組み状況調査結果報告

誰もが安心して暮らせるよう民生委員活動をすすめるためには、地域の住民や関係機関等の方々に民生委員活動について理解していただくことが必要です。ここでは、民生委員とその活動の具体的な PR 活動の展開として、今年度を実施された各市町村民児協の「民生委員・児童委員の日活動強化週間」取り組み状況調査集計結果をご報告します。

取り組み状況調査集計結果

設問1

「民生委員・児童委員の日活動強化週間」中に、
民生委員PRの取り組みを実施しましたか？



取り組みを実施した市町村ごとに主なねらいを決めて活動しました。(例：民生委員の活動内容や役割を広く周知理解してもらう／悪質商法の被害や交通事故の防止／地域住民の実態把握など)

設問2 具体的なPR活動の内容 【()の数字は実施回答数】

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ○ポスターや垂れ幕を掲示 (2) | ○災害時一人も見逃さない運動に関する活動を実施 (5) |
| ○地域住民にPRカードやチラシ等を配布 (31) | ○特定の条件にある世帯への一斉訪問活動を実施 (10) |
| ○自治体広報紙に民生委員活動を掲載 (26) | ○「一日民生委員」等の活動を実施した (3) |
| ○民児協独自の広報紙を配布 (9) | ○地域実態調査活動を実施 (6) |
| ○地元の新聞に民生委員に関する記事が掲載された (1) | ○学校を対象としたあいさつ運動を実施 (4) |
| ○地元ケーブルテレビ局でPRビデオを放送 (1) | ○その他 (11) |
| ○公共の場で相談コーナーを設置 (3) | 例：ツイッター、HP掲載等 |

今年度の活動強化週間を終えて改善点として

- ・活動PRの資料に写真を載せてわかり易くする。
- ・市町村独自のPR資料を作成する。
- ・広報誌に加えて、地元のFMラジオ局を活用したPRを行う。
- ・平成29年度の民生委員制度100周年には、活動強化週間と併せたイベントを計画したい。

活 動 紹 介



▲春まつりにて民生委員音頭の披露
(本庄市民児協)



▲市役所や病院等でパネル展を実施
(狭山市民児協)



花いっぱいまつりに来場した
子どもたちによるぬり絵



▲草加市社協の
ホームページに掲載
(草加市民児協)

知的障がい者を抱える親の会との交流会の実施について

～狭山市入曽地区民児協の活動から～

狭山市入曽地区民児協で、民生委員と障がい者・その家族との、交流の出発点として行われた活動をご紹介します。



狭山市
入曽地区民児協
会長 村上 邦昭

開催に至った経緯

昨年2月、知的障がい者を抱える「狭山手をつなぐ親の会（60名）」の会長から「私たちのことを民生委員の皆さんに知っていただきたい。相談相手になってほしい。」との連絡をいただきました。

振り返ってみますと、障がい者の方々の①情報の提供がない②障がいの内容が多種・多様であるため、見守り等の接点がないのが実情でした。

8月狭山市福祉課を経由して、親の会から10名の名簿を受け取りました。見守り等を検討する中で、「ただ会って話し合うだけではなく、まず皆が出て来やすいようなことをやりましょう。」との意

見が一致し、今回のカレー交流会の開催となりました。

交流会当日

3月29日（日）午前11時30分～午後1時30分まで、狭山市入曽公民館で行いました。参加者は親の会20名、民生委員25名、県民児協の奥富会長、市職員、市社協等8名、合計53名になりました。

挨拶、自己紹介が続いて、民生委員が前日から調理したカレーを食べながら、交流会が始まりました。食事の後、ゲームに移り、全員で、「お手玉（あんだがたどこさ）」、「マグダーツ」を行ったところ、本当に楽しそうに笑い合い、歓声が絶えませんでした。最後に、子どもたちが前に出て、一人ひとりから感謝の言葉をいただきました。

交流会が始まります▶



◀各自で配膳しました



▲手作りカレーと一緒に食べました



▲ひとつの輪になり、お手玉遊び



◀子どもたちから感謝の挨拶

交流会を終えて

子どもたちからは、①楽しかった②ゲームが面白かった③カレーが美味しくて、おかわりをした。保護者からは、①今日は最高の1日でした②子どもたちの楽しそうな顔、顔、顔、皆が笑顔でした③担当の民生委員さんの顔や気持ちがわかり、今後気軽に相談することができそうです。民生委員からは、障がい者とその家族と親しく触れ合うことができ、大変有意義な会でした。等の意見が大多数でした。

今後の活動について

私たちの民児協では、10名の障がい者の方については、すでに要援護者防災マップに記入し把握しているほか、平素の見回り活動も実施しています。今回をスタートラインと考え、「お互いを知って、地域での暮らしをいきいきと」を目標として、できる限り障がい者との関わりが広がって行くことを願って、平素の活動に取り組んでいきたいと思います。

生活福祉資金貸付制度について

(生活困窮者自立支援法の施行に伴う生活福祉資金貸付制度の改正について)

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

福祉資金部福祉資金課

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立支援を強化するため、生活困窮者自立支援法が平成25年12月に成立し、この4月に施行されました。

この法律の施行に併せて、生活福祉資金貸付制度についても、効率的・効果的に生活困窮者の自立支援を図り、生活困窮者自立支援制度と連携した貸付を行うことを目的に今般、制度の見直しが行われました。

1 生活福祉資金貸付制度改正の背景

生活福祉資金貸付制度は、昭和30年の世帯更正資金貸付制度の創設以降、必要に応じた改正を行い、低所得者世

帯、障害者世帯及び高齢者世帯に対して、資金の貸付を行ってまいりました。また、民生委員等の協力のもと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的にこれまで実施してきました。

生活福祉資金貸付制度は、生活困窮者自立支援法には規定されてはいませんが、生活困窮者自立支援制度による相談支援と連携を行うことで一層の効果が期待されることから、制度の一部改正が行われることとなりました。



2 生活困窮者自立支援法施行に伴う主なポイント

(1)生活困窮者自立支援法における貸付制度の位置づけ

生活福祉資金貸付制度は、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援と密接な連携を図りながら生活困窮者支援を行うことで高い効果が期待されています。原則として、法に基づく自立相談支援等と連携して包括的な支援を推進していくことが求められました。

(2)総合支援資金及び緊急小口資金の生活困窮者自立支援制度との連携

生活福祉資金貸付制度は、低所得者帯等に対して資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と

社会参加の促進が図られ、安定した生活を送れるように支援することがその目的にあります。

しかし、多くの相談者が複合的な課題を抱え、貸付のみでは対応出来ない課題が山積する中、生活困窮者自立支援制度による包括的な支援と密接な連携を図りながら支援を行っていくことが求められています。特に、総合支援資金、緊急小口資金については、原則として新制度と連携しながら生活困窮者支援の充実を図ることとされたものです。

(3)総合支援資金の貸付期間の見直し

総合支援資金は、法に基づく住居確保給付金と併用して利用されることが想定されるため、住居確保給付金の支給期間を踏まえ、これまで12月以内の

貸付期間を原則として3ヶ月としつ
つ、貸付事業であることから柔軟に対
応することとし、例えば、就職に向け
た活動を誠実にしている場合などにお
いては最長12ヶ月まで貸付を延長する
ことが出来るようになりました。

(4)償還に関する見直し

借受人の過度な負担とならないよ
う、貸付期間を見直すとともに、償還
促進の観点から、総合支援資金の償還
期限は「20年以内」から「10年以内」
となりました。一方で、緊急小口資金
については家計相談支援事業の利用期
間を踏まえ、現行の「8ヶ月以内」か
ら「12ヶ月以内」に変更し、利用者の
利便性の向上が図られることとなりま
した。



(5)緊急小口資金の貸付事由の拡大につ
いて
生活困窮者自立支援法による制度と
の連携の一環として自立相談支援機
関からの継続的な支援を受けることを貸
付要件とすることで、以下の貸付につ
いて対応することが明確に示されまし
た。

- ア 医療費又は介護費の支払等臨
時の生活費が必要なとき
- イ 火災等被災によって生活費が
必要なとき
- ウ 年金、保険、公的給付等の支
給開始までに生活費が必要な
とき
- エ 会社からの解雇、休業等によ
る収入減のため生活費が必要
なとき
- オ 滞納していた税金、国民健康
保険料、年金保険料の支払い
により支出が増加したとき
- カ 公共料金の滞納により日常生
活に支障が生じるとき
- キ 法に基づく支援や実施機関及
び関係機関からの継続的な支
援を受けるために経費が必要

- ク 給与等の盗難によって生活費
が必要なとき
- ケ その他これらと同等のやむを
得ない事由があつて、緊急
性、必要性が高いと認められ
るとき

3 民生委員に期待される役割

生活福祉資金貸付制度においては、
借入申込時の意見書の提出や借受人に
対する相談支援など民生委員には重要
な役割を果たしていただいています。

今回の改正では、直接、民生委員が
手続きに関わっていない、総合支援資
金や緊急小口資金にかかる改正が中心
であるため、民生委員の対応に大きな
変更点はありません。

しかしながら、総合支援資金並びに
緊急小口資金の借受人の多くは地域か
ら孤立している状況であることが想定
されます。そのため、日常生活圏域に
おける支援ニーズの気づき、日常的な
見守り、交流、支えあい等、豊かな地

域福祉活動が欠かせません。
生活困窮者も地域で生活する一員で
あり地域で積極的な役割を果たしても
らうために、地域福祉活動の推進に当
たり、より住民に身近な立場から、訪
問活動や支援活動に取り組んできた民
生委員の活動はとても重要になりま
す。

相談支援者であるとともに、同じ地
域住民であるという強みを活かし、こ
れまで培ってきたネットワークを最大
限に活かし、どのような課題を抱えた
人でも地域で活躍できる社会とするた
めに地域住民への理解と協力を図るた
めの役割が求められます。



平成26年度「事業報告及び収支決算」

5月11日、「彩の国すこやかプラザ」にて開催された第132回理事会及び5月26日に同会場にて開催された第136回定時評議員会において、平成26年度の埼玉県民協の事業報告と収支決算が承認されました。

I 実施事業

《生活相談等活動推進事業》

1 福祉相談推進事業

- ・生活福祉資金貸付制度説明会の実施（県社協と共催）
- ・孤立防止推進事業（県社協と共催）
- ・各市町村における各種民生委員研修会等へ講師（本会役員）を派遣した。
- ・在宅福祉活動の推進
- ・民生委員による交通事故防止・防犯等に係る声かけ運動への協力（平成26年度実績／世帯訪問件数91万3,512件、声かけ人数86万7,005人）

2 リーダー研修事業

- 各民児協でリーダーとして役割を果たす民生委員及び主任児童委員を次の研修へ派遣
- ・全国主任児童委員研修会（東日本）
- ・民生委員・児童委員のための相談技法研修会
- ・民生委員・児童委員リーダー研修会
- ・全国民生委員指導者研修会（第24回全国民生委員大学）

3 啓発宣伝事業

- 「埼玉県民協だより」の発行（4回）
- 「民生委員・児童委員の日」

4 第40回埼玉県民生委員・児童委員大会

平成26年9月19日に埼玉県と共催で開催。次の準備委員会を実施し。

- ・第1回準備委員会
- ・第2回準備委員会

《民生委員・児童委員協議会育成・指導事業》

1 地区別協議事業

- ・ブロッコ別市町村民児協会長連絡会議
- ◇東部 平成26年7月25日
- 白岡市「白岡市保健福祉総合センターはびすしらおか」
- ◇西部 平成26年7月16日
- 富士見市「富士見市針ヶ谷コミュニティセンター」
- ◇南部 平成26年7月23日
- 朝霞市「朝霞市民会館ゆめはれす」
- ◇北部 平成26年7月11日
- 深谷市「渋沢栄一記念館」

2 民児協育成事業

- ・「指定民児協」の活動援助
- ・民生委員の活動拠点である単位民児協の運営の改善と組織活動を図るため、モデル民児協（第21期／2年目）の育

成及び助成を行い、活動の濃密援助、推進を図った。他に互助共励事業として、全国社会福祉協議会の事業による2地区の民児協育成事業を推進。

◇指定状況

第21期指定民児協（平成25年度～26年度）

- 【東部】加須市大桑地区民児協
- 【西部】川越市霞ヶ関地区民児協
- 【南部】川口市戸塚地区民児協
- 【北部】熊谷市第11地区民児協
- ・第21期指定民児協活動連絡会の開催
- ・第21期及び第22期指定民児協活動連絡会の開催

《活動調査研究事業》

1 分野別活動調査研究事業

- ・総務委員会、福祉相談事業委員会、生活福祉対策委員会、高齢者対策委員会、児童対策委員会（各1回）、広報委員会（4回）、主任児童委員会（2回）、男女共同参画推進部会常任委員会（2回）、部会（2回）、正副部会長会議（1回）

2 活動調査事業

- ・平成26年度「民生委員・児童委員の日活動強化週間」取り組み状況調査
- ・「新任の民生委員・児童委員

及び主任児童委員アンケート調査」

平成26年度「市町村民生委員・児童委員協議会／組織の現状調査」

県外の情報を把握するため、次の会議に民生委員等を派遣。

- ・第83回全国民生委員児童委員大会
- ・全国社会福祉大会

3 研究協議事業

- ・民生児童委員・保護司連絡会事務局打ち合わせ会
- ・民生児童委員・保護司連絡会
- ・平成26年度民生児童委員・保護司研修会「子ども・若者の貧困と連鎖を断ち切るために」
- ・関東ブロッコ民生委員児童委員活動研究協議会
- ・全国児童委員研究協議会

《共同募金事業への協力事業》

II その他事業

《互助共励事業》

1 互助事業

- ・埼玉県民生委員互助事業運営委員会（3回）

2 共励事業

- ・平成26年度「主任児童委員セミナー」
- ・平成26年度「埼玉県民協男

女共同参画推進セミナー」

指定民児協（川口市戸塚地区民児協及び熊谷市第11地区民児協）

・平成26年度「理事、監事及び評議員並びに男女共同参画推進部会員合同県外視察研修及び叙勲者等受章者祝賀会」

《弔慰事業》

物故民生委員に対し、弔慰を行った。（18件）

《退職役員等交流事業》

・「彩の国すこやか会（本会歴代役員OB会）」幹事会、総会及び懇話会、親睦旅行

Ⅲ 法人運営

1 会務の運営

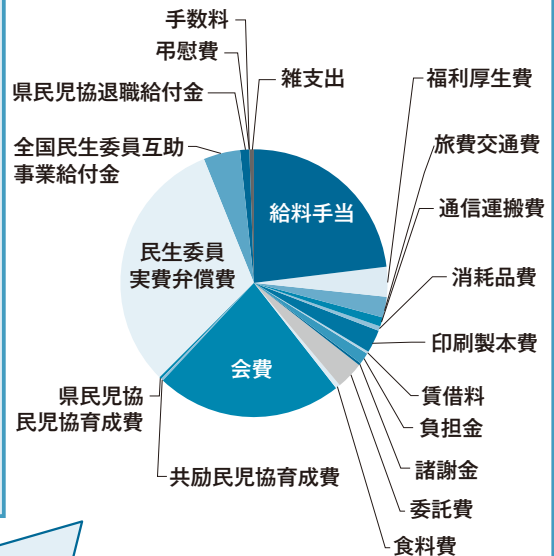
- ・正副会長会議（4回）
- ・理事会（5回）
- ・評議員会（3回）
- ・監事会（1回）

2 民児協会長手帳の幹旋、配布。

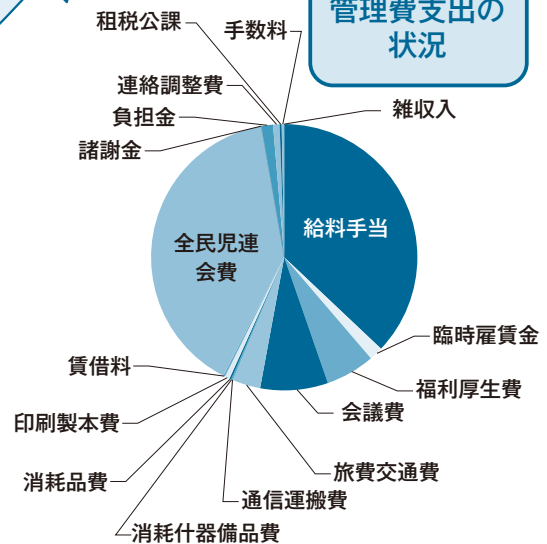
平成26年度 埼玉県民児協 決算

皆様からお納めいただいた会費を財源とした会計です。部会活動や各種会議等、自主事業を実施しました。

事業費支出の状況

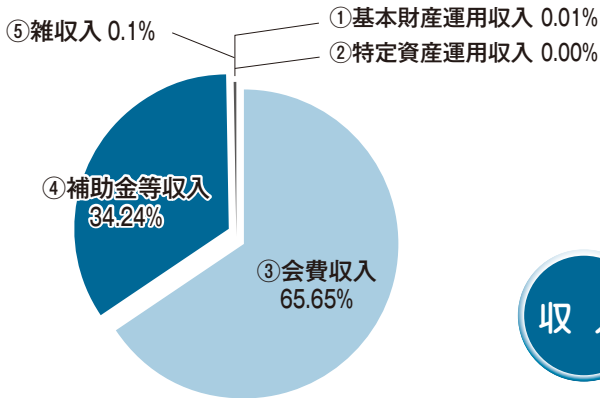


管理費支出の状況

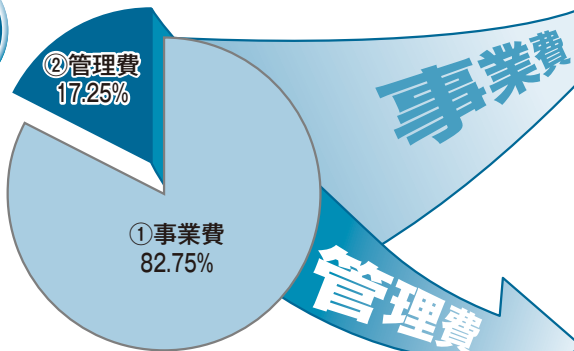


(単位:円)

科目	25年度	26年度	差異	増減率
事業活動収支の部				
1.事業活動収入				
①基本財産運用収入	15,947	15,976	29	0.18%
②特定資産運用収入	6,988	5,055	△1,933	-27.66%
③会費収入	76,112,400	77,053,200	940,800	1.24%
④補助金等収入	57,330,456	40,187,720	△17,142,736	-29.90%
⑤雑収入	113,947	117,109	3,162	2.77%
事業活動収入計	133,579,738	117,379,060	△16,200,678	-12.13%



支出



(単位:円)

科目	25年度	26年度	差異	増減率
2.事業活動支出				
①事業費	128,381,453	80,235,441	△48,146,012	-37.50%
②管理費	16,013,146	16,722,544	709,398	4.43%
事業活動支出計	144,394,599	96,957,985	△47,436,614	-32.85%

わがまちの 民児協 活動紹介ルポ

～第26回～

伊奈町民生委員・
児童委員協議会



会長 加藤 衛

概況(平成27年6月1日現在)

- ・人口……………44,214人
- ・世帯数……………17,412世帯
- ・高齢化率……………21.3%
- ・単位民児協数……………1地区
- ・民生委員定数……………60人
- ・主任児童委員定数……………3人

伊奈町は埼玉県の南東、都心から40km圏内に位置しており、東北新幹線と上越新幹線の分岐点でもあります。

町の東部を流れる綾瀬川付近一帯には田園地帯が広がり、梨・ぶどうなどの果樹園、自然林など、緑豊かな自然が多く残っています。一方で新都市交通ニューシヤトルの開通等により都市基盤整備が進み、若い家族が集う活気あふれる町へと発展を続けています。

また、町制施行記念公園内にあります県内最大級のバラ園には、約1.2ヘクタールの敷地に、木バラ、つるバラなど、300種4500株を超えるバラが植えられています。バラを觀賞しながら散歩できる通路やバラのアーチもあり、訪れたみなさんが、間近でバラを楽しめるようになっていきます。



▲町の花「バラ」

伊奈町民児協の活動

伊奈町民児協では、高齢者福祉・障害者福祉・家庭児童福祉の3部会で活動をしており、それぞれの地区での問題等を一人で抱え込まないよう委員同士の情報交換など連携を図っています。

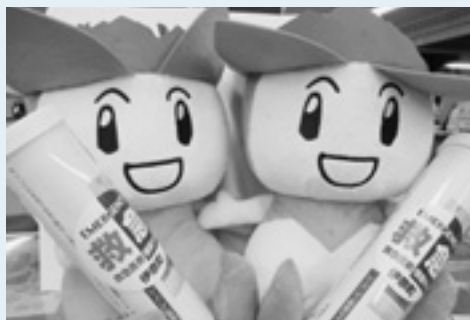


▲研修会の様子

各部会はそれぞれ活動計画を立て、町内や県内外の施設見学や研修会を実施しております。また、月1回開催している定例会では、民生児童委員活動の最新情報をもとより、それぞれが参加した研修会についての報告や、講師を招き、他の福祉制度や災害対応等についての勉強会をおこなっています。

見守り活動

災害時等には移動が困難な方などに対して、町では避難行動要支援者個別計画の登録に取り組んでおり、伊奈町民児協としても、登録している方々に対する定期的な見守り活動を実施しています。また、この個別計画登録者に対し、緊急連絡先やかかりつけ医、服薬情報等を記入した用紙を専用の筒状ケースに入れた『救急医療情報キット』を配布しています。



▲情報キット

また、下校時刻に合わせ、毎週水曜日に防犯パトロールを実施し、子どもたちの安全確保に努めるとともに、コンビニエンスストア等に対して、

他民児協との交流事業

未成年者へのたばこの販売禁止を徹底するように呼びかけするなど、地域の理解・協力を得ながら、非行防止活動にも取り組んでいます。

他市町村民児協との交流も積極的にこなっています。

『友好都市提携協定』を結んでいる茨城県つくばみらい市や、『災害時における相互応援に関する協定』を結んでいる山形県鮭川村との交流事業では、お互いの民児協の取組みや、現在抱えている問題についての情報交換を行うなど、よりよい地域づくりを目指しています。



▲他民児協との記念写真

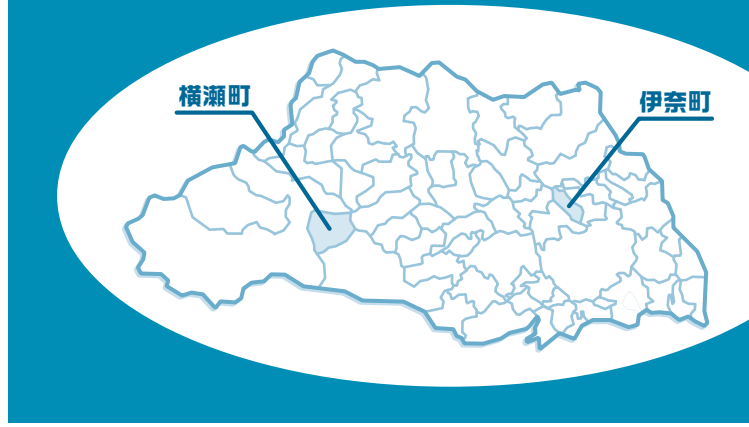
概況(平成27年6月1日現在)

- ・人口……………8,708人
- ・世帯数……………3,342世帯
- ・高齢化率……………29.1%
- ・単位民児協数……………1地区
- ・民生委員・児童委員定数…25人
- ・主任児童委員定数……2人

横瀬町民生委員・児童委員協議会



会長 黒澤 利夫



武甲山などの山々が海拔800m前後の奥武蔵高原を形成し、町の四方は丘陵山岳で囲まれています。奥武蔵高原の緑と横瀬川の清流によつ



▲道の駅「果樹公園あしがくぼ」

横瀬町は、埼玉県西部の秩父地域の東の玄関口に位置し、都心からは70km圏内にある面積49.49km²の町です。町の南側には標高1,304mの武甲山をはじめ、武川岳、二子山などの緑に囲まれた、なだらかな丘陵地です。正丸峠を源とする横瀬川が町内を南から北へ蛇行しながら流れ、河川沿いの平地から秩父市にかけて市街地が形成されています。



▲横瀬町のゆるキャラ「ブコーさん」

て自然の三要素である、山、水、緑がバランスよく揃い、豊かな自然環境と町民が調和共生しています。

横瀬町民児協の取組

横瀬町民児協では、民生委員法第24条に規定する任務を遂行するため、委員相互の親睦を図りながら、地域の実情に即した「草の根活動」を展開すべく、さまざまな研修会、講習会などを企画・立案、実施するとともに、関連する各種事業やイベントへの協力など、委員一丸となって取り組んでいます。

とりわけ、高齢者所在不明問題をきっかけとして、高齢者などの要援護者をさらに調査するとともに、避難行動要支援者避難支援プランに基づく要支援者名簿・個別計画の作成、高齢者見守りネットワークへの協力など高齢者の見守り活動を重点的に行っています。



▲定例会風景

避難行動要支援者名簿作成への協力

横瀬町では、平成26年7月に「横瀬町避難行動要支援者避難支援プラン」を策定し、災害時に自力では避難することが難しい高齢者等(避難行動要支援者)を同意方式と手続方式を併用して、把握することとなりました。

町から当民児協に協力依頼があり、民生委員活動で把握した要援護者を中心に対象者と思われる方々一人ひとりに声かけ訪問し、登録申請を促しました。

3ヶ月に及ぶ声かけ訪問により、避難行動要支援者約430名を把握・登録することができました。

施設見学・県外研修の開催

毎年、春と秋に「施設見学」と「県外研修」を開催しています。

平成26年度は、6月に「施設見学」として、秩父消防本部を訪問し、庁舎施設や消防車両等の消防機材を見学しました。その後、秩父地域1市4町で共同導入している「緊急通報システム」について、実際に稼働している親機を使い、「利用者からの通報」↓「消防署での受信」↓「その後の対応」に至る一連の流れを詳細に説明を受けました。その他、「救急蘇生法」の講習を受講しました。

11月には、「県外研修」として、群馬県榛東村「榛名女子学園」を訪問しました。

当学園は、14歳以上20歳未満の女子を収容している少年院で、収容者は覚醒剤などの薬物関連の非行歴で入院した者が多く、院内での生活では自発性を重要視する方針のことです。

施設概要等の説明を受けた後、教育活動を参観しながら施設を見学しました。



▲救急蘇生法講習風景



「民生委員・児童委員の声」



吉川市南第一地区
民生委員・児童委員協議会

会長 竹内 盛

変化し続ける社会での民生委員活動

私たち民生委員を取り巻く社会環境は、年々変化しています。超高齢化社会の出現、少子化・核家族化、認知症者の増加、高齢者や幼少者への虐待、生活保護受給者の増加等これらは総じて大きな社会問題として新聞紙上に特筆されることが多くなっています。

そのような中、ある新聞に論点（民生委員の支援急げ…なり手不足深刻）という解説記事がかなりのスペースで掲載されていました。本市でも一斉改選時には、欠員が出ており、更に民生委員の高齢化も顕在化しつつあります。私も10年前自治会長より任期途中で亡くなられた前任者の後任の民生委員として推薦を頂きましたが、民生委員の何たるかがわからず2年間固辞していました。改選期になり再度自治会長より要請を受け、また他市の知人の民生委員会長より「欠員を埋めるだけのボランティアの気持ちで引き受けてみれば」という言葉に説得され、安易な気持ちで引き受けさせていただきました。

当初は戸惑いも多く、他の委員からの助言を受ける事も多くありました。8年間経験した現在は、様々な研修会、講演会への参加、毎月の定例会での情報交換の積み重ね、更に社会福祉課職員や社会福祉協議会・包括支援センターのバックアップにより、人並みの活動が出来るようになりました。私の住む地区も高齢化が進み、高齢者のみ世帯や一人暮らし世帯が目に見えて多くなりました。その為、何気ない見守り活動や行政・包括支援センターへの繋ぎ役が活動の中心になっています。地域住民同士の人間関係が個人情報保護と相まって希薄化が進行しつつある現代社会は、人と人、人と行政等の関係機関との接着剂的な役割として民生委員の存在は増々重要視されるでしょう。今まで培ってきた民生委員としての知識や経験を生かし、今後も地域社会の福祉活動に微力ながら貢献し、併せて欠員地区が無くなる事を念じて適任者の発掘に少しでも貢献できればと考えております。

平成27年 県民児協の予定

7	3日	正副会長会議	さいたま市内
	3日	第35回すこやか会(OB会)総会	さいたま市内
	6日	主任児童委員会	すこやかプラザ
	9日	南部ブロック市町村民児協会会長会議	桶川市
	13日	第133回理事会	すこやかプラザ
	16日	災害について考える集い	大宮ソニックシティ
	17日	西部ブロック市町村民児協会会長会議	鶴ヶ島市
	24日	北部ブロック市町村民児協会会長会議	本庄市
	28日	第137回評議員会	すこやかプラザ
	28日	県大会第2回準備委員会	すこやかプラザ
	31日	東部ブロック市町村民児協会会長会議	加須市

8	20~21日	新任民生委員・主任児童委員研修	県民健康センター
	27~28日	全国相談技法研修会	神奈川県横浜市
	31~9/1日	全国主任児童委員研修会(東日本)	神奈川県横浜市
	31日	広報委員会	すこやかプラザ

9	10日	全民児連評議員会	東京都千代田区
	11日	全民児連評議員セミナー	東京都千代田区
	11日	男女共同参画推進部会県大会事前打ち合わせ会	すこやかプラザ
	17日	第41回埼玉県民生委員・児童委員会大会	埼玉会館

「民生委員・児童委員の声」原稿募集中

— 民生委員が日頃の活動の中で思ったこと、知って欲しいことなどを広く一般県民の方々に知ってもらうためのものです。
— 会員の皆さん奮ってご投稿くださいますようお願いいたします。

※【民生委員・児童委員の声】募集要領

- 1 民生委員・児童委員活動に関することであれば内容は自由です。
- 2 原稿は、800字以内とする。
- 3 応募は1人1任期中1回限りとする。
- 4 掲載は毎月1人とし、投稿者氏名及び市町村名を掲載する。
- 5 発行月の2ヶ月前までにご応募いただいた原稿の中から、広報委員会にて選考のうえ掲載する。
なお、加筆・修正等をする場合があるので、住所・電話番号を必ず明記のうえご投稿ください。
- 6 投稿された原稿は返却しません。

提出先

〒330-0075
さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
彩の国すこやかプラザ
一般財団法人埼玉県
民生委員・児童委員協議会
広報係宛

編集後記

日本には四季があり、四季の織りなす文化、食文化が美しい国を彩ります。近年は、気象の変動も著しく地震や火山噴火等が発生し、人々を震撼させています。今後の地盤の変動に国民の不安は募るばかりです。阪神大震災、東日本大震災を経て私達が得た教訓の一つに向こう三軒両隣が手を取り合って助け合う一昔前の日本のこころを思い出させられたことでした。

被災後は国中で共助共生と声を上げていたものの復興の支援はなかなか進展を見せていないようです。被災地のホットな情報を耳にすると心温かくなり、物資の支援と共に民生委員として心のケアや人と人のふれあいを大切に活動せねばと思います。

(熊谷市 前川 美佐保)